

医療関係機関等の特別管理産業廃棄物管理責任者等の皆様は、

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

をよく読んで対応してください（以下はマニュアルの抜粋です。）。

第1章 総則 【略】

第2章 廃棄物処理に関する一般的事項 【略】

第3章 医療関係機関等における感染性廃棄物の管理

3.1 感染性廃棄物の管理体制（マニュアル P11）

医療関係機関等の管理者等は、施設内で生ずる感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、管理体制の充実を図らなければならない。【以下略】

3.2 感染性廃棄物の管理に関する基本的事項

(1) 処理計画の作成（マニュアル P11）

医療関係機関等の管理者等は、施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるよう努めることとする。【以下略】

(2) 管理規程の作成（マニュアル P14）

医療関係機関等の管理者等は、施設内における感染性廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成するものとする。【以下略】

(3) 処理状況の帳簿記載及び保存（マニュアル P14）

医療関係機関等の管理者等は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成するとともに、一定期間保存しなければならない。【以下略】

第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理

4.1 分別（マニュアル P16）

感染性廃棄物は、発生時点において、他の廃棄物と分別して排出するものとする。【以下略】

4.2 梱包・容器（マニュアル P16～17,P19～20）

感染性廃棄物の収集運搬を行う場合は、必ず容器に収納して収集運搬することになっているため、収集運搬に先立ち、あらかじめ、次のような容器に入れて、密閉しなければならない。

(1) 密閉できること。(2) 収納しやすいこと。(3) 損傷しにくいこと。【以下略】

4.3 施設内における移動（マニュアル P17）

感染性廃棄物の施設内における移動は、感染性廃棄物が入った容器を密閉して、移動の途中で内容物が飛散・流出するおそれのないように行うものとする。【以下略】

4.4 施設内における保管（マニュアル P17～18）

- 1 感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は極力短期間とする。
- 2 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管しなければならない。
- 3 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに、取扱いの注意事項等を記載しなければならない。【以下略】

4.5 表示（マニュアル P19～20）

感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示するものとする。非感染性廃棄物を収納した容器には、必要に応じて非感染性廃棄物であることの表示を行うことを推奨する。【以下略】

第5章 感染性廃棄物の処理の委託

5.1 委託契約 (マニュアル P21)

医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を自ら行わず他人に委託する場合は、法に定める委託基準に基づき事前に委託契約を締結しなければならない。【中略】

【解説抜粋】

感染性廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物取り扱う際に注意すべき事項を文書で業者に通知しなければならない。【中略】

医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を収集運搬業者又は処分業者に委託する場合は、事前に当該業者と書面により直接委託契約を結ばなければならない。

当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれているとともに、受託者が他人の廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって委託しようとする廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面（例：許可証の写し）が添付されていなければならない。

- (1) 委託する感染性廃棄物の種類及び数量
- (2) 感染性廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- (3) 感染性廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- (4) 感染性廃棄物の中間処理を委託するときは、その中間処理後の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- (5) 委託契約の有効期間
- (6) 委託者が受託者に支払う料金
- (7) 受託者が感染性廃棄物の収集運搬業又は感染性廃棄物の処分業の許可を有する場合には、その事業の範囲
- (8) 感染性廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る感染性廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる感染性廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- (9) 委託者の有する委託した感染性廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
ア 感染性廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等感染性廃棄物の性状の変化に関する事項
ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
エ その他感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- (10) 委託契約の有効期間中に当該感染性廃棄物に係る(9)ア～エの情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- (11) 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- (12) 委託契約を解除した場合の処理されない感染性廃棄物の取扱いに関する事項

5.2 再委託の基準 (マニュアル P25)

感染性廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は、感染性廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、一定の基準に従って委託する場合については、この限りではない。【以下略】

5.3 産業廃棄物管理票 【略】 (マニュアル P26)

5.4 排出事業者の責任 (マニュアル P31)

医療関係機関等は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、感染性廃棄物が最終処分に至るまでの一連の行程における処理が不適正に行われることがないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。【以下略】

第6章 感染性廃棄物の収集運搬及び保管 【略】

第7章 廃棄物処分業者が行う感染性廃棄物の処分 【略】

参考1～12 【略】